

国立大学法人等における P F I 事業の考え方（案）

（令和 4 年度概算要求に向けて）

令和 4 年度概算要求における P F I 事業については、以下の考え方とする。

1. 国立大学法人等における P F I 事業の考え方

国立大学法人等は、施設整備費補助金を活用する事業について、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 2 年改訂版）」（令和 2 年 7 月 17 日民間資金等活用事業推進会議決定）や、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえて各国立大学法人等が策定した「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程等」に基づき、PFI 事業として検討することとし、その際には文部科学省と協議を行うこととする。^{※1}

※1：PFI 事業としての検討例については、別紙 1 を参照

2. 事業評価のプロセス

（1）導入可能性調査の実施について

国立大学法人等は、上記の考え方の趣旨を踏まえて、各法人において PFI 導入可能性調査を実施する等^{※2}した上で、PFI 事業の要求を行うこととする。^{※3}

※2：別紙 2 「PFI 導入可能性調査実施におけるポイント」参照

※3：手続き期間の短縮を図るため、平成 26 年 6 月に公表された「地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続き簡易化マニュアル」^{※4}の活用も行うことも可能である。

※4：内閣府 HP 参照

<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/tsuutatsu/26fy/pdf/tetsudukikanika-manual.pdf>

（2）事業評価について

国立大学法人等施設整備費を活用した PFI 事業の評価については、**第 5 次**国立大学法人等施設整備 5 か年計画（令和 3～7 年）も踏まえつつ、国立大学法人等の施設整備を計画的かつ重点的に推進するため、国立大学法人等が実施した導入可能性調査の結果や事業スキーム等を踏まえた上で、「PFI 事業評価基準」に基づき、有識者により実施することとする。

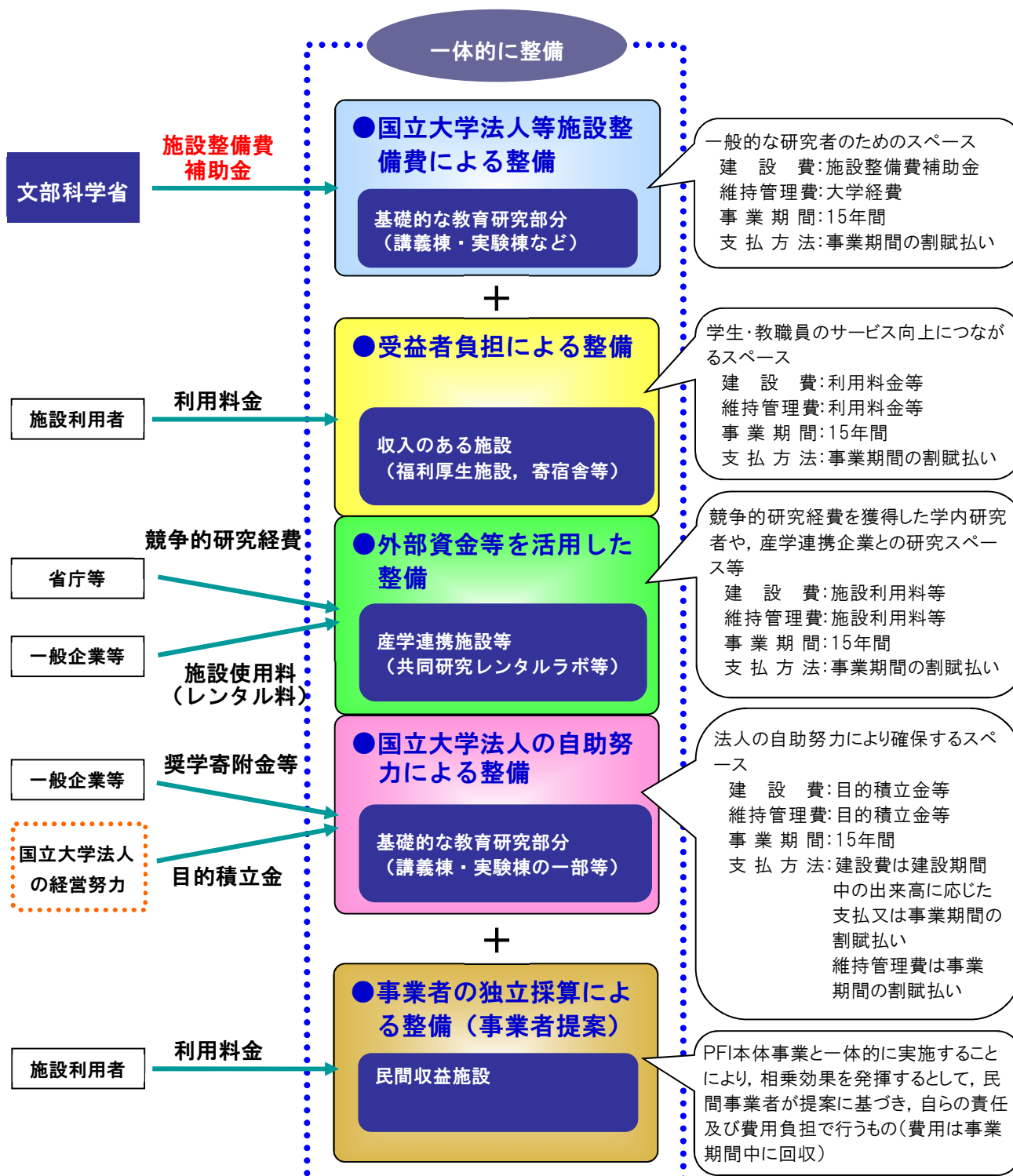
P F I 事業の検討例

○国立大学法人等施設整備費補助金のほか、法人の主体的な自助努力によって確保される多様な財源を活用したP F I 事業

※事業スキームに関しては各事業の実情に応じて選択

※収入を伴わない事業の場合でも、事業内容に応じて財政面等で創意工夫を図ることで

P F I 事業として検討することが可能



P F I 導入可能性調査実施におけるポイント

(1) 財政面の創意工夫等

多様な財源の活用等により財政面で創意工夫がなされた事業か。

(2) 事業規模等

P F I 事業として、採算可能な規模等が確保されているか。また、計画内容はまとまっているか。事業方式等は適正か。

(3) 民間事業者の創意工夫の発揮

事業の実施に当たり、民間事業者のノウハウが活用できる余地が見込める事業となっているか。また、民間事業者の競争を促すような魅力ある事業内容となっているか。

(4) 適切なリスク分担

民間事業者と大学法人で明確なリスク分担ができるか。また、民間事業者が担うリスクは、民間事業者の責任で処理できる内容か。

(5) 大学の事務体制

実施に向けて十分な体制が整っているか。また、全学的な責任体制が構築されているか。

<参考> P F I 検討会における評価項目

(1) 財政面の創意工夫等	評価項目 (2) 財政面の創意工夫等
(2) 事業規模等	評価項目 (3) V F M 定量的評価 " 定性的評価 1 " 定性的評価 4
	評価項目 (4) 事業規模・形態・範囲①
(3) 民間事業者の創意工夫の発揮	評価項目 (3) V F M 定量的評価 " 定性的評価 2
	評価項目 (4) 事業規模・形態・範囲②
(4) 適切なリスク分担	評価項目 (3) V F M 定量的評価 " 定性的評価 3
	評価項目 (5) 潜在するリスクの低減
(5) 大学の事務体制	評価項目 (6) 大学の事務体制